

「石垣市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱」の一部改正について

「石垣市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱」の一部を改正しましたので、お知らせします。

改正内容

「石垣市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱」においては、有効期間を設けていましたが、今後は恒久措置とします。

また、要綱の改正に伴い「石垣市建設工事等に係る最低制限価格要綱の運用について」も同様に恒久措置とします。

実施時期

平成24年 4月 1日から適用

添付資料

- ・石垣市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱
- ・石垣市建設工事等に係る最低制限価格要綱の運用について

※詳細については、石垣市ホームページ（おーりとーり石垣市）→部課等一覧→契約管財課→「石垣市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱」の一部改正について→「石垣市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱」「石垣市建設工事等に係る最低制限価格要綱の運用について」をご覧下さい。

石垣市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石垣市が発注する公共工事等の品質の確保を図るため、石垣市財務規則（昭和58年石垣市規則第2号）第104条の規定に基づき、建設工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に最低制限価格を設定するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 最低制限価格を設定する契約は、原則として、予定価格が1,000万円以上の建設工事及び予定価格が500万円以上の委託業務（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）とする。

(最低制限価格の範囲)

第3条 最低制限価格の設定は、建設工事では予定価格の10分の7から10分の9.23までの範囲内とする。委託業務では予定価格の10分の6から10分の8まで（地質調査業務にあっては10分の6.6から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

(最低制限価格の公表)

第4条 最低制限価格は、落札者を決定した後、速やかに公表する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

石垣市建設工事等に係る最低制限価格要綱の運用について

(最低制限算定価格の計算)

最低制限算定価格は、原則として次の各号により定める割合に予定価格を乗じて得た額を参考とする。

(1) 建設工事の場合

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.23を超える場合にあっては10分の9.23と、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

- ア 直接工事費に10分の10を乗じて得た額とする。
- イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額とする。
- ウ 現場管理費に10分の8を乗じて得た額とする。
- エ 一般管理費に10分の6を乗じて得た額とする。

(2) 委託業務の場合

次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、10分の6.6に満たない場合にあっては10分の6.6とするものとする。

2 建設工事及び委託業務の性質上、前項の規定により難いものについては、同項の規定にかかわらず、予定価格の10分の6.6から10分の8.5までの範囲内で適宜の割合とする。ただし、地質調査業務以外の委託業務にあっては10分の6から10分の8までの範囲内とする。

業務区分		①	②	③	④	範囲
測量業務		直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—	6/10 ～ 8/10
建築関係の建設コンサルタント業務		直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	6/10 ～ 8/10
土木関係の建設コンサルタント業務	I	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	6/10 ～ 8/10
	II	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額	
地質調査業務		直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	6.6/10 ～ 8.5/10
補償関係コンサルタント業務	I	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	6/10 ～ 8/10
	II	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額	

注：上の表の業務区分の欄に掲げる土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務については、I又はIIのいずれかを積算基準書等に応じて選択すること。